



ひとり親家庭への支援



父または母が重度障がいの場合も含みます。

児童扶養手当

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

▶ 対 象

ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し児童と生計を同じくしている父、父母以外で児童を養育している養育者

▶ 支給額

児童1人の場合:月額11,010円～46,690円

第2子以降加算:月額5,520円～11,030円

※所得に応じて決定

▶ 備 考

- 年6回、奇数月に各前月分までの2か月分を支給します。
- 所得制限があります。(受給者本人・配偶者・扶養義務者)
※扶養義務者とは同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・子等のうち、最も所得の高い方をいいます。(世帯分離していても同住所であれば対象)
- 申請月の翌月分から支給します。
- その他、要件がありますので、お問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

▶ 対 象

- ひとり親家庭の父母及び児童
- 父母のいない児童
- 父母のいない児童を扶養する配偶者のいない方

(いずれも児童とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)

▶ 支給額

保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。

▶ 備 考

香川県内の医療機関(接骨院以外)では自己負担分を支払わずに受診することができます。県外の医療機関又は接骨院等で医療費の自己負担額を支払ったときは、医療費支給申請書に医療機関で証明をもらい、市役所に提出してください。後日、登録されている口座に振込まれます。

- 所得制限があります。
- 小学3年生までは子ども医療費助成が優先されます。

母子・父子自立相談

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談などの支援を行います。出張などで母子・父子自立支援員が不在の場合もありますので、事前にご連絡ください。

- 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 8:30～17:00まで

JR通勤定期の特別割引

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期券を購入する場合、3割引で購入できます。(学割などの割引とは併用できません)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

ひとり親家庭等の自立や児童の健全な育成を図るために、香川県が必要な資金の貸付けをしています。

詳しくはこども家庭課母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

ひとり親家庭の親が、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講料の60%相当額を支給する制度です。(講座により上限と下限があります)

受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にこども家庭課母子・父子自立支援員に相談してください。

高等職業訓練促進給付金

問 こども家庭課 ☎0879-26-1229

ひとり親家庭の親が、就職に結びつきやすい専門的な資格(看護師等)を取得するため、6か月以上養成機関で修行する場合に、一定の条件を満たす方に高等職業訓練促進給付金を、また、修了時に修了支援給付金を支給する制度です。

詳しくは、こども家庭課母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

放課後児童クラブ減免制度

問 保育教育課 ☎0879-26-1231

放課後児童クラブの延長利用料を減免します。

ファミサポ利用料助成制度

問 保育教育課 ☎0879-26-1231

ファミサポ利用料の半額を助成します。

